

第1 目的

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN 等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行う。

第2 検討会

自治体システム等標準化検討会として、住民記録システム等標準化検討会、税務システム等標準化検討会及び選挙人名簿管理システム等標準化検討会を開催する。

第3 住民記録システム等標準化検討会

1 構成

住民記録システム等標準化検討会は別紙1の構成員及び準構成員をもって構成する。

2 座長

座長は会務を総理する。

3 議事

- (1) 住民記録システム等標準化検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員・準構成員以外の者に住民記録システム等標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員・準構成員以外の者が住民記録システム等標準化検討会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 住民記録システム等標準化検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 分科会

- (1) 座長は、必要に応じ、住民記録システム等標準化検討会に分科会を開催することができる。
- (2) 分科会の構成員（以下「分科会構成員」という。）は、検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。
- (3) 分科会には、分科会長を置く。分科会長は、分科会構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- (5) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会構成員以外の者に分科会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 分科会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、分科会長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

5 その他

- (1) 住民記録システム等標準化検討会及び分科会の庶務は、総務省自治行政局デジタル基盤推進室において同局住民制度課及び地域情報化企画室の協力を得て処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、住民記録システム等標準化検討会及び分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。

第4 税務システム等標準化検討会

1 構成

税務システム等標準化検討会は別紙2の構成員及び準構成員をもって構成する。

2 座長

座長は会務を総理する。

3 議事

- (1) 税務システム等標準化検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員・準構成員以外の者に税務システム等標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員・準構成員以外の者が税務システム等標準化検討会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 税務システム等標準化検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 ワーキングチーム

- (1) 座長は、必要に応じ、税務システム等標準化検討会にワーキングチームを開催することができる。
- (2) ワーキングチームの構成員（以下「ワーキングチーム構成員」という。）は、税務システム等標準化検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。
- (3) ワーキングチームには、リーダーを置く。リーダーは、ワーキングチーム構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) リーダーは、ワーキングチームの会務を総理する。
- (5) リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム構成員以外の者にワーキングチームへの出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) ワーキングチームの会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、リーダーが必要と認めるときは非公開とすることができる。

5 その他

- (1) 税務システム等標準化検討会及びワーキングチームの庶務は、総務省自治税務局電子化推進室において同局企画課、都道府県税課、市町村税課及び固定資産税課の協力を得て処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、税務システム等標準化検討会及びワーキングチームの運営その他必要な事項は座長が定める。

第5 選挙人名簿管理システム等標準化検討会

1 構成

選挙人名簿管理システム等標準化検討会は別紙3の構成員及び準構成員をもって構成する。

2 座長

座長は会務を総理する。

3 議事

- (1) 選挙人名簿管理システム等標準化検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員・準構成員以外の者に選挙人名簿管理システム等標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員・準構成員以外の者が選挙人名簿管理システム標準化検討会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 選挙人名簿管理システム等標準化検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

できる。

4 ワーキングチーム

- (1) 座長は、必要に応じ、選挙人名簿管理システム等標準化検討会にワーキングチームを開催することができる。
- (2) ワーキングチーム構成員は、選挙人名簿管理システム等標準化検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。
- (3) ワーキングチームには、リーダーを置く。リーダーは、ワーキングチーム構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) リーダーは、ワーキングチームの会務を総理する。
- (5) リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム構成員以外の者にワーキングチームへの出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) ワーキングチームの会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、リーダーが必要と認めるときは非公開とすることができる。

5 その他

- (1) 選挙人名簿管理システム等標準化検討会及びワーキングチームの庶務は、総務省選挙部管理課において、同部選挙課の協力を得て処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿管理システム等標準化検討会及びワーキングチームの運営その他必要な事項は座長が定める。

住民記録システム等標準化検討会 名簿

【構成員】

(座長)	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授
	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
	西海 貴俊	神戸市行財政局住民課システム担当係長
	渡邊 康之	筑西市企画部情報政策課係長
	岡田 寿史	前橋市未来創造部情報政策課長
	千葉 大右	船橋市情報システム課課長補佐
	摩尼 真	町田市総務部情報システム課担当課長
	坪田 充博	日野市企画部情報政策課長
	向山 泰晴	藤沢市総務部情報システム課長
	大竹 芳弘	三条市総務部情報管理課課長補佐
	金泉 嘉昭	出雲崎町町民課長
	高木 祥司	飯田市市民協働環境部市民課長
	鎌田 英希	倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長
	津留 薫	久留米市市民文化部市民課課長補佐
	林 博孝	神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹
	藤井 敏久	京都府町村会業務課長
	川島 正治	全国知事会調査第一部長
	百武 和宏	全国市長会行政部長

小出 太朗	全国町村会行政部長
樋口 浩司	地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
佐藤 勝己	地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長
吉田 稔	地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
前田みゆき	デジタル庁 プロジェクト マネージャー
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー
長谷川 孝	総務省自治行政局住民制度課長
池田 敬之	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
植田 昌也	総務省自治行政局市町村課長
小牧兼太郎	総務省自治行政局地域情報化企画室長
金澤 直樹	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
梅村 研	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

【準構成員】

日名子 大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
松下 邦彦	株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部 デジタルガバメント対応推進担当部長
竹前 久	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション 1 部主任

税務システム等標準化検討会 名簿

【構成員】

(座長)	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授
	室川 究吾	東京都主税局税制部システム管理課長
	清水 健次	浜松市財務部税務総務課長
	岡田 茂樹	神戸市行財政局税務部税制企画課長
	岡田 寿史	前橋市未来創造部情報政策課長
	大久保 実	三鷹市市民部市民税課長
	大竹 芳弘	三条市総務部情報管理課課長補佐
	池野 兼浩	飯田市総務部税務課長
	深澤 安伸	富士市総務部情報政策課長
	山本 敦志	豊橋市財務部市民税課長
	崎山 雅子	南国市市民課長
	本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室長
	川島 正治	全国知事会調査第一部長
	平寄 正俊	全国市長会財政部長
	角田 秀夫	全国町村会財政部長
	東田 晃拓	地方税共同機構事務局長
	吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田みゆき	デジタル庁 プロジェクト マネージャー
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー
田辺 康彦	総務省自治税務局企画課長
山口 最文	総務省自治税務局都道府県税課長
中野 祐介	総務省自治税務局市町村税課長
風早 正毅	総務省自治税務局固定資産税課長
村上 浩世	総務省自治税務局企画課電子化推進室長

【準構成員】

日名子 大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
藤原 康洋	北日本コンピューターサービス株式会社 関東支社営業本部東日本営業部関東 DIALOGUE 営業課長
早田 浩史	Gcom ホールディングス株式会社 第2製品開発部長
徳留 隆洋	株式会社シンク 東京支店東日本営業課
松下 邦彦	株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部 デジタルガバメント対応推進担当部長
三井 沙織	株式会社電算 公共開発本部公共ソリューション2部主幹
家田 拓郎	日本電気株式会社 公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
箕田 孝文	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部長
賀川 健太郎	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部長

(以上敬称略)

選挙人名簿管理システム等標準化検討会 名簿

【構成員】

(座長)	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授
	湯淺 壘道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
	小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事
	三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会事務局長
	木村 真治	札幌市選挙管理委員会事務局選挙課長
	久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局選挙課長
	岡田 寿史	前橋市未来創造部情報政策課長
	廣井 孝一	元船橋市選挙管理委員会事務局長
	坪田 充博	日野市企画部情報政策課長
	大竹 芳弘	三条市総務部情報管理課課長補佐
	西村 克仁	甲府市行政経営部行政経営総室デジタル推進課長
	深澤 安伸	富士市総務部情報政策課長
	崎山 雅子	南国市市民課長
	本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室長
	川島 正治	全国知事会調査第一部長
	百武 和宏	全国市長会行政部長
	小出 太朗	全国町村会行政部長

吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
前田みゆき	デジタル庁 プロジェクト マネージャー
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー
笠置 隆範	総務省自治行政局選挙部選挙課長
清田 浩史	総務省自治行政局選挙部管理課長

【準構成員】

日名子 大輔	株式会社 RKKCS 公共企画開発本部企画部長
山口 友久	行政システム株式会社営業統括部課長
永尾 英則	Gcom ホールディングス株式会社 第 1 製品開発部第 1 開発課長
出野 寛幸	株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム開発本部 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部課長
山崎 高広	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション主幹
藤野 正則	日本電気株式会社公共システム開発本部 プロジェクトマネージャー
畝本 卓弥	株式会社日立システムズ公共パッケージ事業部 第一開発本部第二開発部技師
杉江 嘉昭	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部マネージャー

(以上敬称略)